

## 仕 様 書

この仕様書は「一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務」の委託契約に適用する。

### （業務の履行）

**第1条** 受託者（以下「乙」という）は、次の事項を遵守し効率的、経済的かつ安全・誠実に業務を履行しなければならない。

- （1）委託者（以下「甲」という）の承諾なしに業務を休止してはならない。
  - （2）業務中に交通事故等が生じた場合、乙は遅滞なく甲に急報すると同時に、適宜万全の処置を講じなければならない。
  - （3）収集運搬機材の故障等により業務に支障が生じた場合は、直ちに甲に報告し、その指示を受けなければならない。
  - （4）業務を円滑に遂行するため必要な事項について随時報告し、甲と十分な打ち合わせを行い作業の手戻りや遺漏の防止に努めなければならない。
  - （5）業務の方針・条件等で不明確な事項について、改善の必要が認められる場合は、その都度甲と協議しなければならない。
- 2 業務実施中の指示、又は打ち合わせ等に必要な事項については、その内容を記録し甲乙相互に確認するものとする。
- 3 乙は、次に掲げる事項を明らかにした作業報告書（月報）を甲に提出し、確認を受けなければならない。
- （1）ごみの種別及び収集地区、収集戸数
  - （2）業務従事者（運転手及び助手）
  - （3）収集日数及び搬入回数（粗大・有害ごみ収集は個数も報告）
  - （4）分別指導件数
  - （5）車両番号及び走行距離
  - （5）搬入回数
  - （6）その他連絡事項（車検等）
- 4 その他業務の履行に係る詳細は、特記仕様書のとおりとする。

### （収集運搬機材の自動車保険）

**第2条** 業務に使用する収集運搬機材は、万一の交通事故に係る損害を補填するため、次に掲げる任意保険に加入しなければならない。

- （1）対人賠償：無制限
- （2）対物賠償：500万円以上

**(作業従事者の行為に対する責任、指導)**

**第3条** 乙は、作業従事者に対し安全かつ清潔な服を身につけ、言語及び態度に留意し、市民に不快の念を与えないよう常に指導しなければならない。

- 2 乙は、作業従事者の行為について責任を負い、その責任を免れることはできない。
- 3 甲は業務に関し、乙及び作業従事者に指導等を行うことができる。